

事 務 連 絡
令和 8 年 9 月 8 日

障害福祉サービス事業所等 運営法人の長 殿

茨城県福祉部障害福祉課長
(公 印 省 略)

令和 9 年度障害者支援施設等における大規模修繕（防犯・防災対策）について（照会）

日頃より、本県障害福祉行政の推進に、ご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、来年度（令和 9 年度）の「大規模修繕等」対象事業として、障害者支援施設等の防犯対策を強化するための門、フェンス等の外構の修繕・非常通報装置等の設置工事等が、国庫補助の対象となる予定です。

つきましては、令和 9 年度における標記補助金の協議申請を希望する施設におかれては、期限までに下記書類をご提出ください。

なお、協議申請は来年度（例年 2～4 月頃）の予定であり、国及び県の予算成立後、その額の範囲内で交付されるものであるため、協議申請しても補助を受けられない場合がありますのであらかじめご了承ください。

記

1 対象施設

入所施設（障害者支援施設・障害児入所施設）、共同生活援助事業所、宿泊型自立訓練事業所、短期入所事業所、通所施設（者・児）

2 対象事業

施設と一体的に実施する工事で、次に掲げる防犯・防災対策等を強化する整備を対象とする。

（1）門、フェンス等の外構の設置・修繕等

- ・ 門、フェンス等の外構が破損している場合の、修繕・設置
- ・ 安全点検の結果、問題のあるブロック塀等の改修

※新設は補助対象外。

（2）非常通報装置等の設置

（対象工事の例示）

- ・ 110 番直結非常通報装置を設置する工事
- ・ 防犯カメラを設置する工事

- ・カメラ付きインターホンを設置する工事
- ・人感センサーを設置する工事

※設備・備品のみの購入は補助対象外。また、敷地を越える機器の設置は不可。

(3) 非常用発電機の設置

- ・土砂災害等の危険区域等として指定する区域に設置されている施設に設置する緊急災害時用の自家発電設備の整備
- ・72 時間は、外部からの供給無しで稼働可能なものとする。
- ・地震による停電時等に有効に機能するために、非常用設備等が地震時に転倒することがないよう耐震性を確保できるもの。
- ・津波や浸水等の水害や土砂災害等に備え、ハザードマップ等を確認のうえ、屋上等に設置する等、災害時に確実な稼働が見込める場所への設置や対策できるもの。

※燃料の種別は問わない。

3 補助基準

(1) 門、フェンス等の外構の設置・修繕

- 入所施設：1 施設当たり総事業費 1,000 千円以上であること
- 入所以外：1 施設当たり総事業費 300 千円以上であること

(2) 非常通報装置等の設置

- 1 施設当たり総事業費 300 千円以上であること

(3) 非常用発電機の設置

- 1 施設当たり総事業費 5,000 千円以上であること

4 補助率

事業費（見積額） × 3／4 ※県予算の都合により変動する可能性あり

5 提出期限

令和 8 年 9 月 3 0 日（水） **期限厳守**

6 提出方法

下記の Microsoft Forms からご回答ください。

URL: <https://forms.cloud.microsoft/r/9RZAWg5VUF>

※本調査では見積書の提出は求めませんが、業者に概算額を確認のうえ、金額をご記載ください。県予算措置上、協議申請の際の協議申請額は本調査票回答の金額が上限となります。

7 サービス共通の留意事項

- ・建物単位での協議申請となります。建物ごとにご回答ください。
- ・整備項目は1項目となります。
(「防犯カメラ整備」と「ブロック塀整備」又は「非常用発電機設置」等は不可。)
- ・本調査の回答を以て補助金の協議申請となるわけではございませんのでご注意ください。回答いただいた連絡先へ協議申請時期が近付きましたら、追って再度ご連絡し、協議申請書類の準備を依頼いたします。
- ・予算の状況によっては、1法人あたり1事業所までの協議申請とさせていただくなど、協議申請案内時に制限をさせていただくことがございますので、ご承知おきください。

8 サービス毎の留意事項

<障害【者】向けの障害福祉サービス事業者>

- ・厚労省の交付要綱に則るため交付決定後に着工した工事が補助対象となります。
例年のスケジュールであれば、令和9年4月に国へ協議申請を行い、令和9年9月頃の交付決定が予想されます。
交付決定前に着工した場合は、補助対象外となりますので、ご注意ください。

<障害【児】向けの障害福祉サービス事業者>

- ・こども家庭庁の交付要綱に則るため内示後に着工した工事が補助対象となります。
例年のスケジュールであれば、令和8年2月に国へ協議申請を行い、令和8年4月頃の内示が予想されます。
内示前に着工した場合は、補助対象外となりますので、ご注意ください。
- ・こども家庭庁のQ&Aにおいて、賃貸借の建物は補助対象外となっておりますので、
ご注意ください。

<問い合わせ>

茨城県福祉部障害福祉課 自立支援担当

障害【者】施設担当：藤咲

障害【児】施設担当：小松崎

TEL：029-301-3363

E-mail：shofuku-jiritsu@pref.ibaraki.lg.jp